

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る協力会社認定実施要領

合同会社 WOOD-SMILE

1 目的

本実施要領は、合同会社 WOOD-SMILE（以下「WOOD-SMILE」という）が令和 7 年 1 月 1 日に改定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

認定は WOOD-SMILE の協力会社を対象とし、その他の認定についての事項は必要があれば別途定める。

3 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、WOOD-SMILE と品質を担保するために燃料供給契約書、又は燃料供給協定書を締結しなければならない。

4 審査及びその結果の通知

WOOD-SMILE は、提出された関係書類その他を厳正に審査し、燃料供給契約書、又は燃料供給協定書の締結の可否を決定し、通知するものとする。

必要がある場合は現地調査を実施する。

5 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

WOOD-SMILE より認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ・入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ・関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ・本取組の責任者が1名以上選任されていること。

6 証明事項の記載

- ・認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、WOOD-SMILEへ引き渡すものとする。

7 取扱実績報告及び公表

- ・認定事業者は間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年3月末までに、団体へ報告する。
- ・WOOD-SMILEは、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を確認する。

8 立入検査

- ・WOOD-SMILEは、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、WOOD-SMILEから検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。
- ・WOOD-SMILEは、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

9 認定事業者の取消し

- ・WOOD-SMILEは、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を公に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
- ③ WOOD-SMILEが認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。
- ④ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

- ・WOOD-SMILEは、認定を取り消したときは、「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

10 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

- ・認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに継続の意思表示をし、WOOD-SMILEの認定継続に関する調査に協力しなければならない。

附則 本実施要領は、令和7年1月1日から施行する。